世羅町下水道事業経営審議会

第２回

世羅町

令和８年10月16日(金)
世羅町上下水道課

■第１回経営審議会の振り返り①

課題 1

使用料収入の減少
（収益の減少）

人口減少や節水機器の普及による使用料収入の減少。

下水道使用料収入は下水道事業運営の柱であるため、重要課題。

課題 2

異なる使用料体系

公共下水道（特環含む）と農業集落排水で使用料体系が異なる。

使用水量に関わらず、世帯人数で使用料が決定される。

課題 3

一般会計の補助
（費用負担の原則）

下水道事業の運営にかかる費用を下水道使用料で賄えていない。

一般会計からの補助金に依存している状況。

■第１回経営審議会の振り返り②

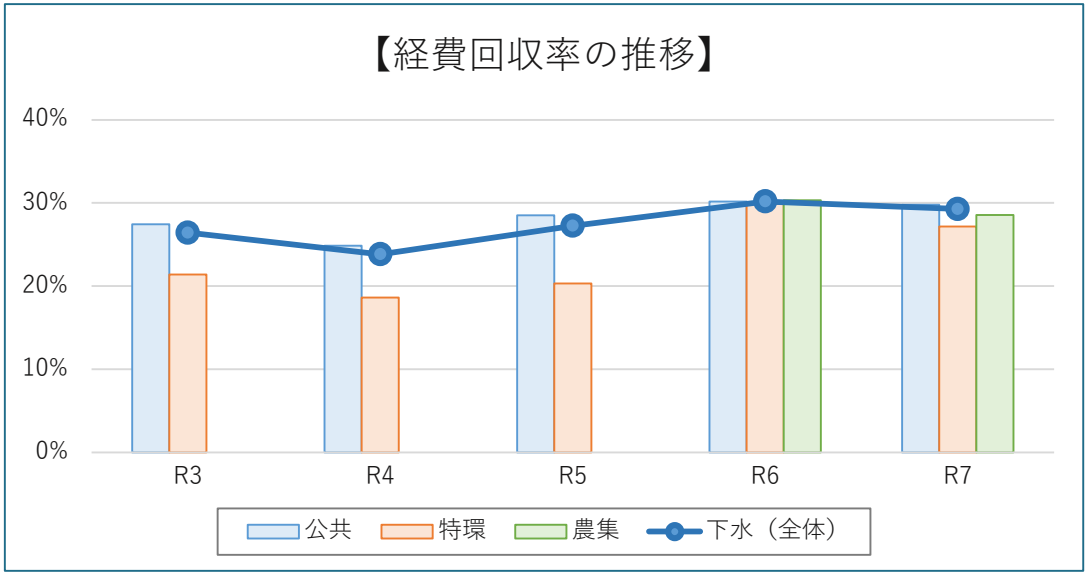

	R3	R4	R5	R6	R7
下水（全体）	26.4 %	23.8 %	27.3 %	30.2 %	29.3 %
公共	27.4 %	24.9 %	28.5 %	30.2 %	29.8 %
特環	21.4 %	18.6 %	20.3 %	29.9 %	27.2 %
農集	－	－	－	30.3 %	28.5 %

公共：公共下水道
特環：特定環境保全公共下水道
農集：農業集落排水

経費回収率

使用者が負担すべき汚水処理費用を、下水道使用料でどの程度賄えているか示す指標。
100％以上が望ましい。

下水（全体）
使用料収入で費用を賄えていない状況。
一般会計からの繰入がなければ経営危機。

公共
30％前後を推移している。
類似団体平均を下回っている状況。

特環
Ｒ６より若干の増加が見られたものの、30％程度に留まっており、類似団体平均を下回っている状況。

農集
30％前後を推移している。
類似団体平均を下回っている状況。

■第１回経営審議会の振り返り③

■下水道事業経営の見通し

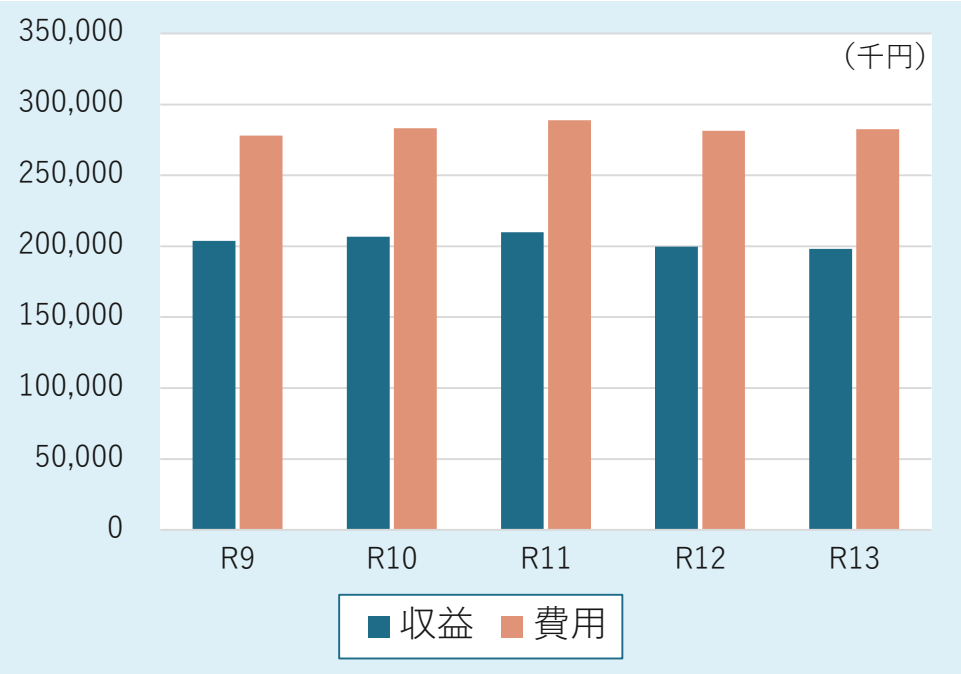

※収益には、下水道使用料以外の収益も含む
（一般会計が負担すべき費用に対する繰入金等）

	５年間	単年平均
収益	約１０億円	約２億円
費用	約１４億円	約２.８億円
利益(損失)	△４億円	△０.８億円

赤字部分は、一般会計が負担

！

下水道使用料やその他の収益で賄えている費用は７０％程度。
➡費用負担の原則を超えた補助金を受けなければ、経営が立ち行かない。

■第１回経営審議会の振り返り④

■公共・特環使用料（従量制）

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
10㎥まで	3,300円	11㎥ ～ 100㎥	165円
		101㎥ ～ 200㎥	231円
		201㎥ ～ 1,000㎥	242円
		1,001㎥ ～	253円

水道の使用水量に応じて、
下水道使用料が決定される。

■農業集落排水使用料（人頭制）

	基本使用料	世帯人員割	超過使用料
１世帯	1,650円	１人あたり	550円

水道の使用水量に関わらず、
世帯人員に応じて下水道使用料が決定される。

異なる使用料体系が、下水道事業全体の使用料改定の障壁となる。
➡従量制への移行を図る。

議題

０１．　農集経営見通し

０２．　使用料算定

０３．　使用料体系

■農集経営見通し①人口減少

❒処理区域内人口と水洗化人口の推移

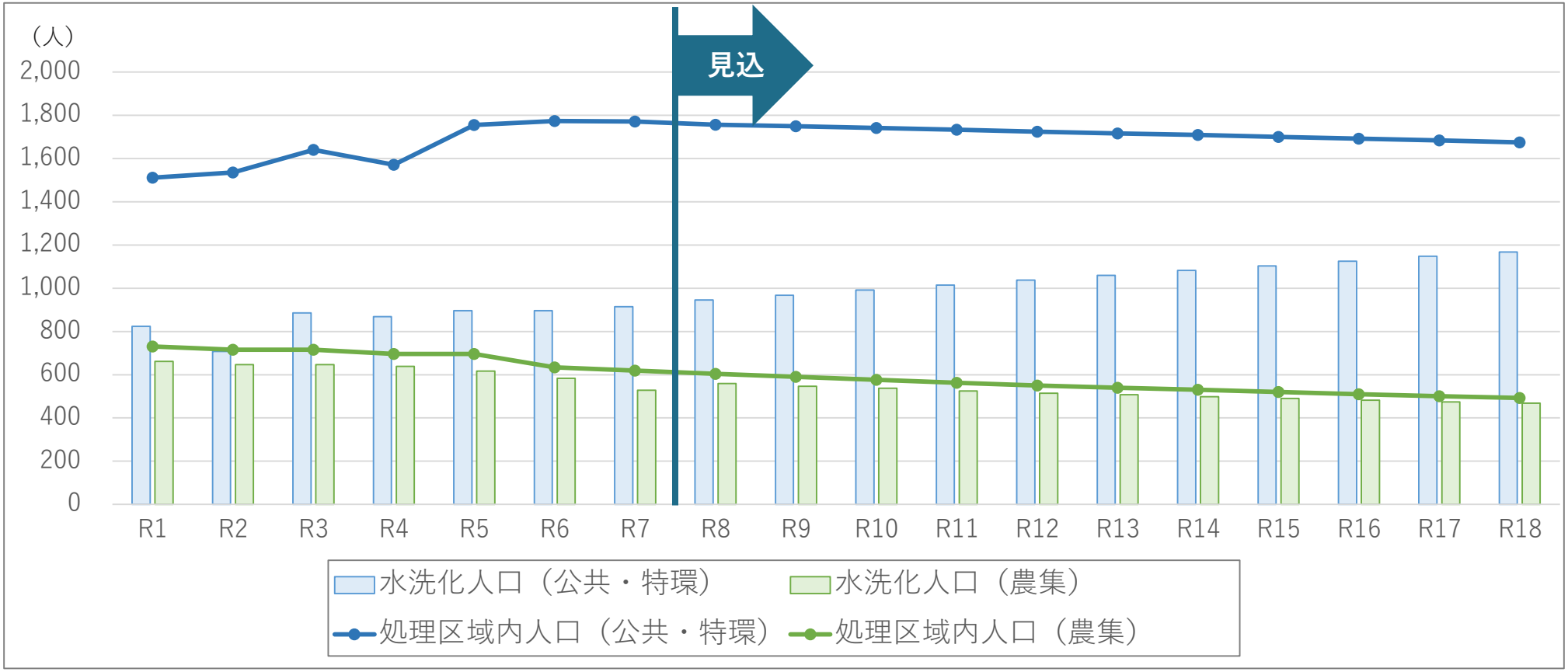

農集については接続率が比較的高く、
人口減に伴い水洗化人口も減少する見込み。

■農集経営見通し②使用料収入

❒使用料収入と有収水量の推移

※有収水量…使用料算定の対象となった処理水量。

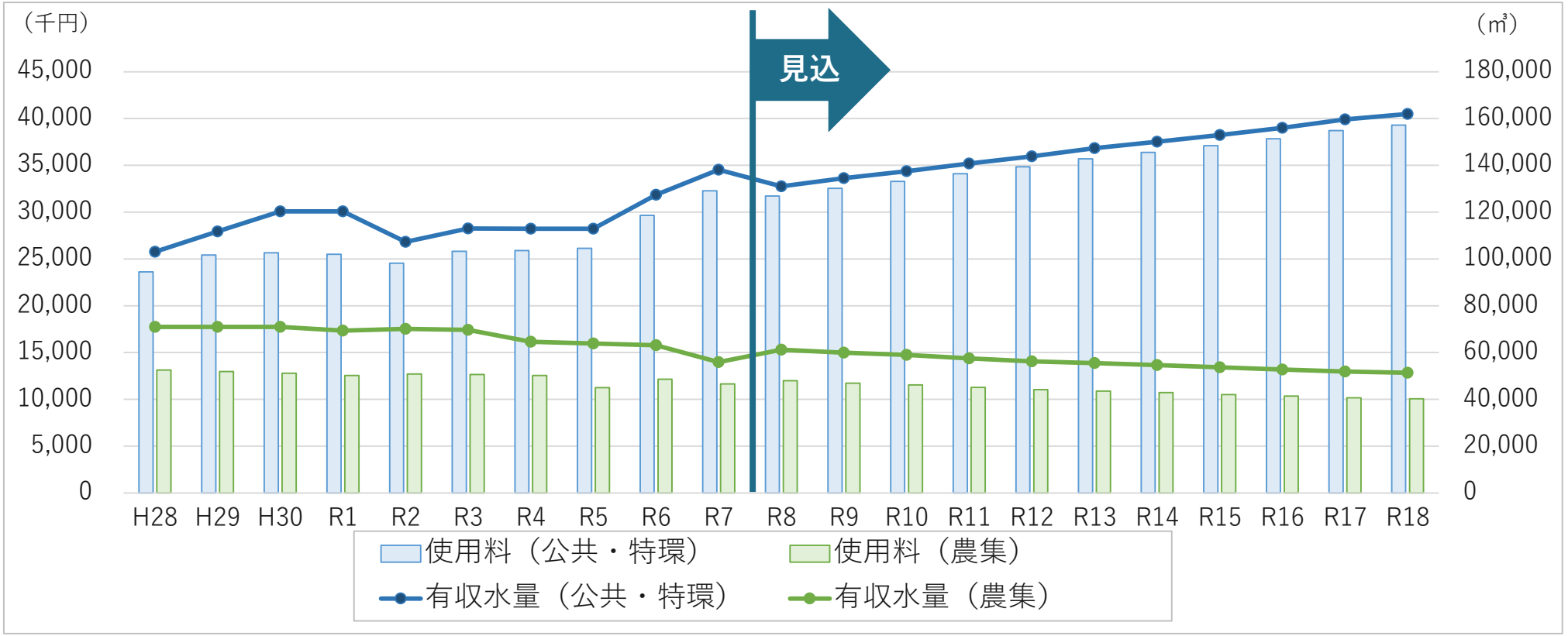

公共・特環 ➡ 接続数の増加に伴う、使用料収入の増加が見込まれる

農集 ➡ 接続率が高く、人口減少の影響から、使用料収入の減少が見込まれる

■農集経営見通し③損益

❒収益と費用の見込み

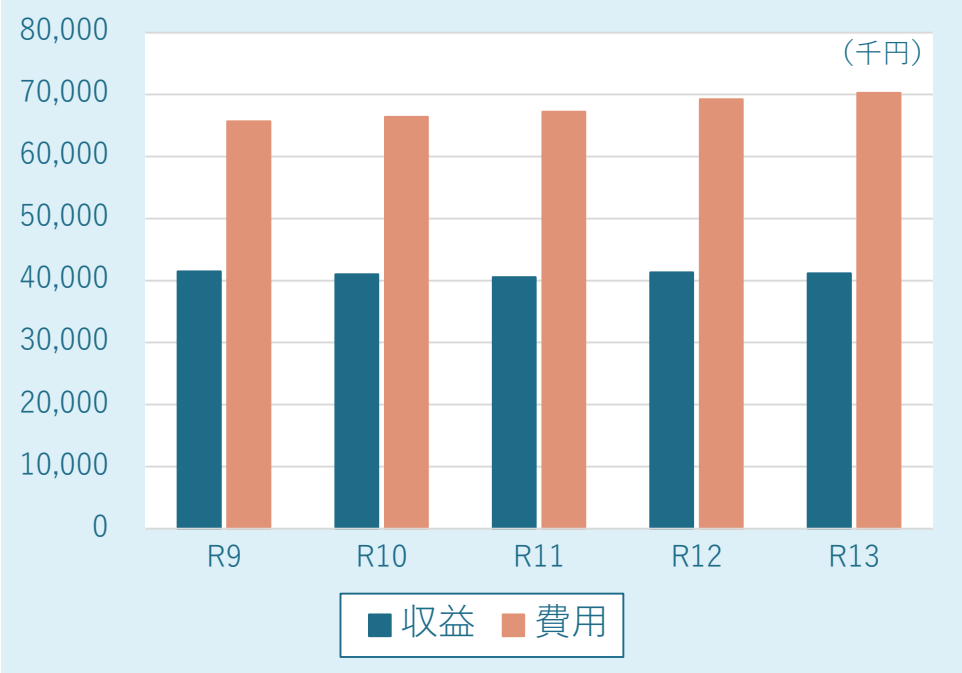

	5年間	単年平均
収益	約2億円	約4千万円
費用	約3.4億円	約6.8千万円
利益(損失)	△1.4億円	△2.8千万円

赤字部分は、一般会計が負担

※収益には、下水道使用料以外の収益も含む
（一般会計が負担すべき費用に対する繰入金等）

! 下水道使用料やその他の収益で賄えている費用は60%程度。
➡費用負担の原則を超えた補助金を受けなければ、経営が立ち行かない。

議題

０１．　農集経営見通し

０２．　使用料算定

０３．　使用料体系

■使用料算定の流れ

①使用料算定期間の設定

②使用料算定期間における原価（費用）の算定
　→下水道使用者から下水道使用料として受け取るべき金額

③使用料体系の検討、設定

■①使用料算定期間

下水道使用料設定の基礎となる、原価（費用）を算定する期間。

◇ポイント

・下水道使用料算定の手引きでは、３年から５年が適当とされている。

（公益社団法人日本下水道協会）

・原価（使用料で賄う必要がある費用）の算定は予測を伴う不確定な要素を含むため、算定期間が短いほど精度は向上する。

　一方で、住民生活等への影響を考慮すれば、長期的に安定した使用料設定が望しい。

！ 今回の検討では、使用料算定期間を５年とする。

■②原価（費用）の算定

算定期間中に発生する原価（費用）を算定する。

・維持管理費は既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用。
・資本費は下水道施設を整備するために必要な費用。

■R9～R13の原価（費用）算定

（千円）

		R9	R10	R11	R12	R13
費用	費用	65,700	66,417	67,221	69,251	70,296
	施設管理費	25,819	26,591	27,388	28,208	29,052
	総係費	11,359	11,554	11,758	11,964	12,179
	減価償却費	28,014	28,014	28,014	28,621	28,621
	支払利息	508	258	61	458	444
控除	控除対象	△ 28,522	△ 28,272	△ 28,075	△ 29,079	△ 29,065
	長期前受金戻入	△ 19,725	△ 19,725	△ 19,725	△ 20,029	△ 20,029
	他会計負担金	△ 8,797	△ 8,547	△ 8,350	△ 9,050	△ 9,036
	原価	**37,178**	**38,145**	**39,146**	**40,172**	**41,231**

➡ **費用合計**

5 年間で
338,885千円 （約 3.4 億円）

➡ **原価に含めない費用**

5 年間で
143,013千円 （約 1.4 億円）

R９～R13の使用料対象原価
費用　　338,885 千円（約 3.4 億円）
控除　△143,013 千円（約 1.4 億円）

➡

下水道使用料で回収すべき費用（5年間）
原価　195,872千円（約 2.0 億円）

■下水道使用料の設定

（千円）

	R9	R10	R11	R12	R13
使用料収入	11,737	11,554	11,265	11,029	10,879

5年間で
56,464千円　（約0.6億円）

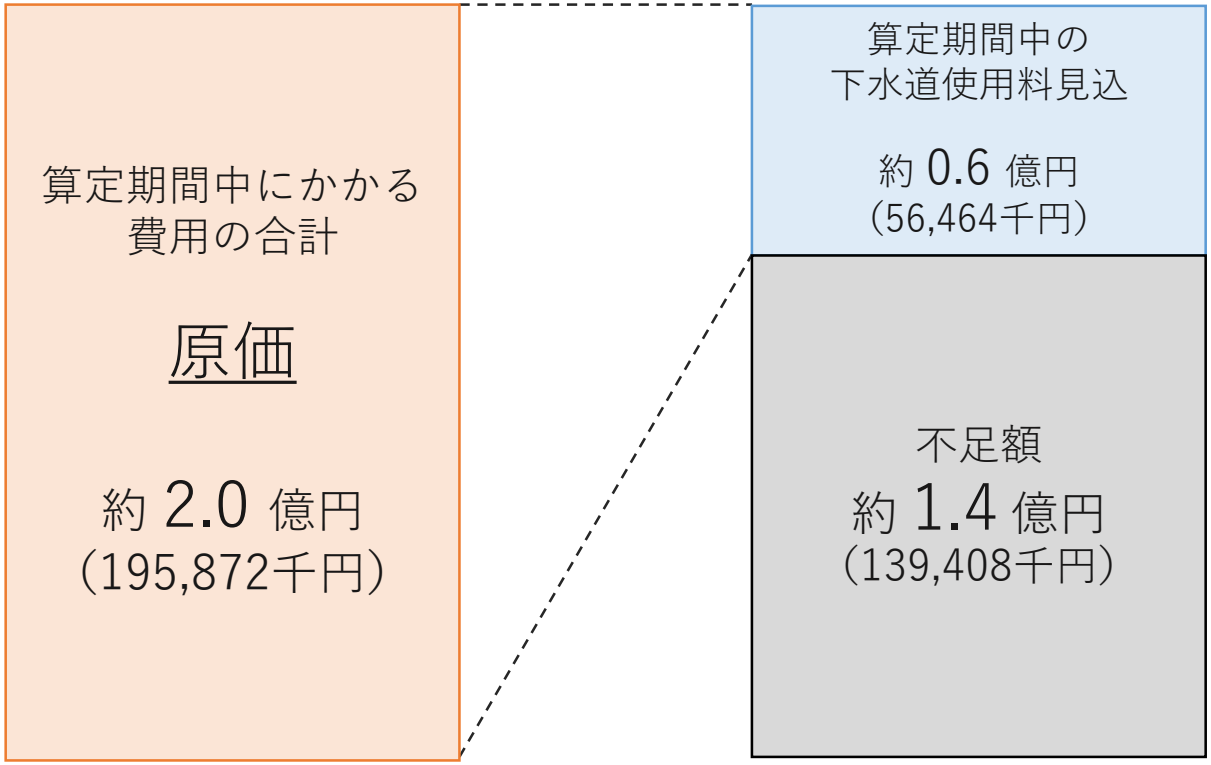

※不足の穴埋めは、一般会計

一般会計繰入金
（基準外繰入金）

5年間で約1.4億円の下水道使用料増には、約246.9％の改定が必要となる。

議題

０１．　農集経営見通し

０２．　使用料算定

０３．　使用料体系

■③下水道使用料体系の検討

■人頭制

	基本使用料	世帯人員割	超過使用料
1世帯	1,650円	1人あたり	550円

水道の使用水量に関わらず、
世帯人員に応じて下水道使用料
が決定される。

■従量制（基本水量＋累進使用料制）

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
10㎥まで	○○○円	11㎥ ～ 100㎥	○○円
		101㎥ ～ 200㎥	○○円
		201㎥ ～ 1,000㎥	○○円
		1,001㎥ ～	○○円

水道の使用水量に応じて、
下水道使用料が決定される。

! 使用料体系は、公共・特環と同様の従量制へ

■広島県内の使用料体系比較　【参考】

No.	団体	使用料体系	基本水量	基本使用料	10㎥（税込）	20㎥（税込）	30㎥（税込）	従量区分	備考
1	広島市	基本水量+累進使用料	6 ㎥	764.5 円	786.5 円	2,260.5 円	4,823.5 円	6 区分	-
2	呉市	基本使用料+累進使用料	-	1,298.0 円	1,705.0 円	4,059.0 円	6,919.0 円	7 区分	R6.04_使用料改定_6.2%UP
3	竹原市	基本使用料+累進使用料	-	935.0 円	1,518.0 円	3,333.0 円	5,423.0 円	7 区分	R6.08_使用料改定_段階的に30%UP
4	三原市	基本水量+累進使用料	10 ㎥	1,573.0 円	1,573.0 円	3,553.0 円	5,863.0 円	5 区分	R8.04_使用料改定_段階的に30%UP
5	尾道市	基本水量+累進使用料	10 ㎥	1,265.0 円	1,265.0 円	3,047.0 円	5,082.0 円	4 区分	R8.07_使用料改定_11.3%UP
6	福山市	基本使用料+累進使用料	-	869.0 円	1,089.0 円	2,926.0 円	5,434.0 円	6 区分	-
7	府中市	基本水量+累進使用料	10 ㎥	1,270.5 円	1,270.5 円	3,316.5 円	5,505.5 円	5 区分	-
8	三次市	基本水量+累進使用料	10 ㎥	1,485.0 円	1,485.0 円	3,905.0 円	6,325.0 円	2 区分	R6.10_使用料改定
9	庄原市	基本水量+累進使用料	8 ㎥	1,425.6 円	1,828.2 円	3,841.2 円	6,096.2 円	5 区分	-
10	大竹市	基本水量+累進使用料	8 ㎥	854.0 円	942.0 円	3,087.0 円	5,232.0 円	2 区分	R5.04_使用料改定_8%UP
11	東広島市	基本水量+累進使用料	10 ㎥	1,100.0 円	1,100.0 円	2,820.0 円	4,750.0 円	6 区分	-
12	廿日市市	基本水量+累進使用料	10 ㎥	1,177.0 円	1,177.0 円	2,882.0 円	5,060.0 円	7 区分	R5.04_使用料改定_7%UP
13	安芸高田市	基本水量+累進使用料	8 ㎥	1,980.0 円	2,398.0 円	4,488.0 円	6,688.0 円	5 区分	R6.01_使用料改定_段階的に20%UP
14	江田島市	基本水量+累進使用料	5 ㎥	797.5 円	1,842.5 円	4,152.5 円	6,682.5 円	7 区分	R3.10_使用料改定_22.6%、R8.06_20%改定を答申
15	府中町	基本水量+累進使用料	6 ㎥	858.0 円	946.0 円	2,706.0 円	5,621.0 円	6 区分	R8.04_使用料改定_16%UP
16	海田町	基本水量+累進使用料	10 ㎥	759.0 円	759.0 円	2,178.0 円	4,620.0 円	5 区分	-
17	熊野町	基本水量+累進使用料	10 ㎥	1,100.0 円	1,100.0 円	2,750.0 円	4,565.0 円	8 区分	-
18	安芸太田町	基本水量+均一料金	10 ㎥	1,848.0 円	1,848.0 円	3,918.0 円	5,988.0 円	1 区分	-
19	北広島町	基本水量+累進使用料	5 ㎥	990.0 円	1,732.5 円	3,690.5 円	5,648.5 円	5 区分	-
20	大崎上島町	基本水量+均一料金	7 ㎥	3,080.0 円	3,380.0 円	4,380.0 円	5,380.0 円	1 区分	R4.04_使用料改定_18.7%UP
21	世羅町	基本水量+累進使用料	10 ㎥	3,300.0 円	3,300.0 円	4,950.0 円	6,600.0 円	4 区分	-
22	神石高原町	人頭制	-	2,640.0 円	1 人あたり	660.0 円	-	-	-

世羅町公共・特環と同様に
基本水量・累進使用料制を設定している団体が大半を占める。

■広島県内の人頭制比較　【参考】

No.	団体	事業	使用料体系	基本料金	1人あたり
1	広島市		従量制		
2	呉市		従量制		
3	竹原市		従量制		
4	三原市		従量制		
5	尾道市	農集	人頭制	3,143 円	524 円
6	福山市	漁集	人頭制	2,200 円	770 円
7	府中市		従量制		
8	三次市	農集	人頭制	2,860 円	715 円
9	庄原市		従量制		
10	大竹市	農集	人頭制	854 円	1,072 円
11	東広島市		従量制		
12	廿日市市		従量制		
13	安芸高田市		従量制		
14	江田島市		従量制		
15	府中町		従量制		
16	海田町		従量制		
17	熊野町		従量制		
18	安芸太田町		従量制		
19	北広島町		従量制		
20	大崎上島町		従量制		
21	世羅町	農集	人頭制	1,650 円	550 円
22	神石高原町	全事業	人頭制	2,640 円	660 円

世羅町は人頭制を採用する他事業と比べても、比較的低い使用料設定であるといえる。

大崎上島町は、直近の改定で人頭制から従量制へ使用料改定を行っている。

■改定案比較表（１ヶ月_税込）　【改定】

■世帯人数別の１ヶ月あたりの平均使用水量（R7実績より）

世帯人数	使用水量
１人	10.4 ㎥
２人	14.9 ㎥
３人	23.3 ㎥
４人	33.0 ㎥
５人	27.9 ㎥

❒使用料改定案の検討において、世帯人数の参考水量として比較に使用します。

○１人世帯・・・10㎥/月
○２人世帯・・・15㎥/月
○３人世帯・・・23㎥/月

■改定案（１ヶ月_税込）　【改定】

	公共・特環	A案	B案	C案	D案
基本水量	基本使用料	基本使用料	基本使用料	基本使用料	基本使用料
10 ㎥まで	3,300 円	3,300 円	2,530 円	2,706 円	2,904 円
超過水量	超過使用料	超過使用料	超過使用料	超過使用料	超過使用料
11 ㎥ ～ 100 ㎥	165 円	165 円	165 円	165 円	165 円
101 ㎥ ～ 200 ㎥	231 円	231 円	231 円	231 円	231 円
201 ㎥ ～ 1,000 ㎥	242 円	242 円	242 円	242 円	242 円
1,001 ㎥ ～	253 円	253 円	253 円	253 円	253 円

【参考】

❒使用料比較表

	人頭制	A案	B案	C案	D案
１人世帯（10㎥）	2,200 円	3,300 円	2,530 円	2,706 円	2,904 円
２人世帯（15㎥）	2,750 円	4,125 円	3,355 円	3,531 円	3,729 円
３人世帯（23㎥）	3,300 円	5,445 円	4,675 円	4,851 円	5,049 円

■改定率の検討

	A案	B案	C案	D案
平均改定率	約30.6%	約10.4%	約15.0%	約20.2%
経費回収率 ※原価に対する使用料の割合	37.6 %	31.8 %	33.2 %	34.7 %
2人世帯 使用料増加額 （15㎥）	＋1,375 円/月 （50%UP）	＋605 円/月 （22%UP）	＋781 円/月 （28.4%UP）	＋979 円/月 （35.6%UP）
5年間の 一般会計繰入金削減額	約1.7千万円 （約350万円/年）	約0.6千万円 （約120万円/年）	約0.8千万円 （約170万円/年）	約1.1千万円 （約230万円/年）

■第３回経営審議会での議題（予定）

議題 1

使用料改定案

今回（第2回）の経営審議会でいただいたご意見を基に、必要に応じて修正した使用料改定案や新たな参考資料をお示しする予定です。

議題 2

答申書(案)

世羅町下水道事業経営審議会において審議した結果を、答申書として取りまとめます。
答申書案を基に、答申内容の確認を行います。

次回日程

2026年
11月17日 火 13：30 ～
世羅町役場２階　第１会議室